

## 2.2 現地調査から見てくるフランスの現状と日本への示唆（村上 彩佳）

### 2.2.1 現地調査の過程

今回のフランス現地調査の目的は、現在、政治領域のパリテを徹底させるために、フランスの政党、議会、政府によってどのような取組がなされているのかを、担当者や当事者たちに対し直接、聞き取り調査をすることによって明らかにすることである。調査対象者を絞り込むに当たって、翻訳家の石田久仁子先生、駒澤大学法学部教授の大山礼子先生、東北大学大学院法学研究科・法学部教授の糠塚康江先生、高崎経済大学地域政策学部教授の増田正先生（五十音順）にヒアリングにご協力をいただいた。

ヒアリングの結果をふまえ、調査目的に合致する個人や担当部署、組織を特定し、駐日フランス大使館にアポイントメントの取り付けの仲介を依頼した。ニコラ・ベルジュレ（Nicolas Bergeret）政務参事官を中心としたフランス大使館の方々には、アポイントメントの仲介にあたって多大なお力添えをいただいた。

実際に調査を行った日程は、2018年12月2日から15日であった。聞き取り調査は本稿末尾の付録表のスケジュールで行った。聞き取りは執筆者及び内閣府男女共同参画局推進課積極措置担当係の藤井将宏係長（12月2日から7日まで）が行った。

イギリスのヒアリングと同じく、聞き取り調査に際して、対象者には事前に調査の目的と質問項目を記載した質問票を送付した。聞き取り調査終了後、持ち帰った音声データの書き起こし文章をもとに分析を行った。分析の際には、訪問先で得たパンフレットをはじめとする資料や、関連の先行研究、訪問先の関連のウェブサイトに掲載されている情報も用いた。

### 2.2.2 政党

まず、フランスに代表的な政党が、地方政治及び国政において、どのようにパリテを推進してきたのかを検討する。本稿では、①現在の大統領であるエマニュエル・マクロンが新設し、パリテを徹底させた共和国前進、②パリテ法の制定を先導したパリテの先駆者である社会党、③パリテ法の制定・改正に伴い、段階的に取組を強化してきた共和党の3党に着目する。

#### 2.2.2.1 フランスの候補者選定の仕組み——大まかな傾向

各党で行われているパリテを実現するための具体的な活動を検討する前に、フランスの下院にあたる国民議会議員選挙を事例に、各党の候補者選定方法について大枠を述べる。

フランスにおいて候補者選定プロセスの研究はまだ少ないものの、近年フランスでは、「政党内政治」のプロセスの民主化がホット・トピックとなっており、候補者の選定プロセスの民主化についての研究も発展しつつある（Navarro et Sandri 2017）。候補者選定に関しては、ウェブを活用した中央集権化を実現した共和国前進と、「伝統的」手法を用いている既存の政党とを区別できる。

共和国前進は、候補者選定のプロセスについて、党のウェブサイトで情報公開を行っているほか、立候補の受付を、すべて党のウェブサイト上での登録を通じて行っている。そのた

め、共和国前進の候補者選定のプロセスは中央集権化されている。

対照的に、社会党や共和党といった既存の政党の場合は、政党の地方支部、特に県の支部が候補者選定について重要な役割を果たしている。2007年及び2012年の国民議会議員選挙における共和党と社会党の公認プロセスについて比較を行った Squarcioni (2017) は、候補者選定の過程において、共和党と比較して社会党は黨員間での投票を通じた合意形成を重視するという違いがあることを明らかにしている。一方で、共和党も社会党も、実際に立候補の公認を得る際には、地方組織（特に県）の有力者の推薦やレターが必要であり、地方組織が候補者選定過程で与える影響が大きいことは変わらない。

地方組織がとくに頑強な共和党の場合は、各県に常設された県事務所が選挙の公認・運動を主導している。各県にある政党地域支部が主導で行う公認は、現職者及び兼職者にとって有利に働く傾向にあり、特に共和党ではその傾向が顕著であった (François 2013; Southwell 2014)。こうした不平等を取り除くために、近年兼職禁止の法律<sup>1</sup>が整備され、2017年の国民議会議員選挙以降適用されている。

#### 2.2.2.2 2017年当選の議員のポートレート

上記のようにして選ばれた候補者の中から、どういった議員が当選しているのか。2017年の国民議会議員選挙で当選した国民議会議員のプロフィールの大枠について、フランスの新聞報道<sup>2</sup>を基に検討してみたい。

2017年の国民議会選挙は、フランス史上珍しい展開になった。フランス大統領のマクロンが新設した共和国前進が躍進し、極右が力を伸ばし、社会党は惨敗した。さらに、最大の変化として、フランスの歴史上最多の224人の女性国民議会議員が誕生し、国民議会議員に占める女性の割合は38.8%になった。

当選した男女それぞれの議員のプロフィールに着目すると、まず、国民議会議員の61.4%を占める男性議員の平均年齢は49歳であった。男性議員が当選する前に行っていた職業分類は、管理職・知識職が過半数の57.7%を占め、次いでホワイトカラー労働者が10.8%、職人・商人・経営者は9.7%、退職者は6.9%、無職は3%だった。

女性議員の場合は、年齢の平均値は41歳と男性議員と比較して若い。職業分類では、ホワイトカラー労働者が最多で27.4%、中間管理職が25.8%、ブルーカラー労働者が20.3%、

---

<sup>1</sup>公職兼任を禁止する2014年2月14日付法律によって、2017年6月の総選挙から、議員職と兼任できない職務が拡大された。国民議会議員は特定の議員職（市長、区長、市長代理、副市長、地域圏議会・県議会の議長及び副議長、独自税源を有する市町村間協力公施設法人（EPCI）議会の議長及び副議長）を兼職できない。議員は国会議員と地方議員の任期が重なった場合、どちらかを選ぶことができなくなり、直前に獲得した議員職を保持し、それ以前の議員職からは解任される。国民議会議員が他の議員職に立候補する場合、選挙前に現職を辞さなければならない（フランス大使館ウェブサイト <https://jp.ambafrance.org/article11517#t-f5d5>）。（最終閲覧日：2019年3月16日）。

<sup>2</sup>*Le Parisien*, 2017年6月20日「*Législatives 2017 : sexe, âge, profession... portrait-robot des députés élus*」（2017年国民議会議員選挙：性別・年齢・職業…当選議員のロボット・ポートレート）, <http://www.leparisien.fr/elections/legislatives/legislatives-2017-sexe-age-profession-portrait-robot-des-deputes-elus-19-06-2017-7066530.php>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

管理職・知識職が 17.8%、職人・商人・社長が 6.6%だった。男性と比較して、職業分類について多様性があることが特徴である。

議員経験<sup>3</sup>について確認すると、577 人のうち、地方議員経験を含めて政治経験が全くない議員が 189 名おり、そのうち、女性の議員未経験者は 104 名だった。つまり女性議員 224 名のうち、104 名が全く政治経験のない議員だった。女性議員の平均年齢が若く、さらに政治経験ゼロの女性議員が男性議員と比較して多いのは、共和国前進が多数の女性議員を輩出したためである。国民議会に在る女性議員 224 名のうち、共和国前進の女性議員は 144 名と、6 割以上にのぼる。他方、共和党の 31 名の女性議員、あるいは社会党の 14 名の女性議員は全員、地方政治・国政を問わず、何らかの議員職を経験している、あるいは地方議員職と兼職している。

### 2.2.2.3 共和国前進：先進的なパリテ推進活動

#### 2.2.2.3.1 党の現状

続いて、各党がパリテ推進のために行っている取組を具体的に検討する。まずは現在の下院で与党となっている共和国前進に着目する。

共和国前進は、現在のフランス大統領であるエマニュエル・マクロンが 2016 年に政治運動団体として創設し、2017 年に政党となった。新党ゆえに、党の現職議員がいなかったこともあり、女性議員が比較的新規に候補者として入りやすかった。現在、共和国前進は、フランスの国民議会において全 577 議席のうち、53%である 301 議席を占め、男性議員は 157 名、女性議員は 144 名である。

共和国前進は 2017 年の国民議会議員選挙の際に、党の 5 つの原則として、刷新 (le renouvellement)、厳密なパリテ (la parité stricte)、誠実 (la probité)、政治的多元性 (la pluralité politique)、計画への同意 (l'accord avec le projet) を定めた。党の最重要事項の一つとして、パリテを推進するというメッセージを広くアピールした。

#### 2.2.2.3.2 党内パリテの第一歩：女性を政党にひきつける

共和国前進は、党のパリテを徹底させるにあたり、まず、政党に女性をひきつけ、女性党员を増やすための取組を行った。取組の際に中心的な役割を担ったのは、現在、首相付女男平等・差別対策担当副大臣として、政府のジェンダー平等推進政策の中核を担っているマルレーヌ・シアッパである。

---

<sup>3</sup>Le Monde 2017 年 6 月 26 日« Mandats, professions, études des députés... la nouvelle Assemblée en douze infographies » (国民議会議員の議員経験・職業・学歴…新しい国民議会について 12 のコンピューターグラフィックス), [https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2017/06/26/mandats-professions-etudes-des-deputes-la-nouvelle-assemblee-en-douze-infographies\\_5151014\\_4355770.html](https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2017/06/26/mandats-professions-etudes-des-deputes-la-nouvelle-assemblee-en-douze-infographies_5151014_4355770.html) (最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日)。

図表Ⅲ-2-2-1 マルレーヌ・シアッパ写真



マルレーヌ・シアッパ  
首相付 女男平等・差別対策担当副大臣

Marlène Schiappa  
Secrétaire d'État auprès du Premier ministre, chargée de l'Égalité entre les femmes et les hommes et de la Lutte contre les discriminations

出典：フランス大使館ウェブサイト閣僚名簿<sup>4</sup>

1982 年生まれのシアッパの経歴は、政治家としては、かなりユニークである。大学でコミュニケーション・ニューメディア学を修めたシアッパは、広告代理店に就職し、20 代で第一子を出産する。しかしながら、広告代理店の職務と家庭生活の両立の困難さから、シアッパはやむを得ず広告代理店を退職し、2008 年に働くママを応援するブログ「ママン・トラヴァイユ（働くママ）<sup>5</sup>」を立ち上げる。働く女性のワーク・ライフ・バランスについて問題提起するうちに、ママン・トラヴァイユは、イベントやセミナーを主催する組織に成長する。

ママン・トラヴァイユの活動で次第に有名となったシアッパは、フランス西部のル・マン市へ引越した際に、2014 年の市町村議会議員選挙に出馬するように市長から打診される。ル・マン副市長として政界入りを果たしたシアッパは、2016 年に、ル・マン市で開催されたイベントに参加していた、大統領選挙に向けて準備中のエマニュエル・マクロンにスカウトされ、共和国前進のジェンダー平等推進プロジェクトの担当として、マクロンの大統領選挙活動に参加した。そしてマクロンの大統領の当選と同時に、34 歳の若さで女男平等担当副大臣に任命された。

広告代理店出身のブロガーで、若い世代の働くママというプロフィールのシアッパは発信力に長け、女性を共和国前進に引き付けるために様々な改革を推進した。例えば、シアッパは 2017 年に、ル・マン市には共和国前進の加盟者が 100 人程いるにもかかわらず、実際に活動している女性がほとんどいなかったことから、女性のメンバーを増やすためのミッションを担当した。数か月間で女性の参加者が全体の 40% を占めるまでに増加させたシアッパは、政党運動に女性の参加を促すためのポイントを公開している。

たとえば、「会合の場所として、安全で安心な場所を準備すること」をシアッパはあげる。これまでに会合が男性の地域リーダーの家で開かれたために、女性が参加しにくかったのではないかとシアッパは指摘する。

知らない男性から発される「夜の会合は私の家でやりましょう」というメッセージは、

<sup>4</sup>フランス大使館ウェブサイト、<https://jp.ambafrance.org/article11548>（最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日）。

<sup>5</sup>Maman travaille <https://mamantravail.typepad.fr/>（最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日）。

必ずしも安全・安心なものではありません。もしあなたが若い女性だったとしたら、他に 12 人も知らない人がいる、知らない男性の家に、ひとりでいきますか？まったく分かりませんよね。会合には、簡単にアクセスできて、出ていくことができると感じられる、公的な、あるいは中立的な場所を提案することが重要であると私には思えます。

(Schiappa 2018 : 122)

またシアッパは、地域の政党集会に子連れの参加を促す取組も紹介している。

子ども向けの飲み物、塗り絵やおもちゃがあり、直接の危険がなく、円形に集まれる場所を見ておきましょう。私たちはベビーシッティングの「輪」を行いました。それぞれ交代で、委員会のメンバーが 10 人くらいの他のメンバーの子供をみるのです。

(Schiappa 2018 : 123)

さらに、「女性を責任あるポストに任命」したり、「発言機会のパリティを保障」したりすることで、男女平等を徹底させることの重要性もシアッパは指摘する。シアッパは毎回の会合で各人の発言時間をコントロールする「発言の指揮官」を設けることも提案している。

「セクハラに関して、どんな小さなことも放置しない」ことも重要だとシアッパは指摘する。共和国前進は反ハラスメントについての規約を作成し、この規約への同意と規約事項の徹底を党員に課している。政党が断固としてセクハラに反対している姿勢を明示することも、女性が安心して政党に参加できる土台作りに重要である。

#### 2.2.2.3.3 候補者のパリティを実現する公募方法：候補者選定プロセスの明確化

共和国前進は候補者のパリティを徹底したのみならず、当選者に占める女性の割合を 48% とほぼパリティにした。共和国前進は、どのようにして、優れた女性候補をリクルートし、候補者に選定していたのだろうか。以下では、インターネットのウェブサイト上で公開されている情報<sup>6</sup>をもとに、共和国前進が採用した、2017 年の国民議会議員選挙及び 2019 年 5 月に実施予定の欧州議会議員選挙の公募方法を検討する。

2017 年国民議会議員選挙の際、共和国前進はオンラインの公募専用ウェブサイトを用いた。立候補を希望する者は、ウェブ上の登録フォームを通じて、様々な質問に回答することが求められた。2017 年の国民議会議員選挙の質問項目の例を挙げると、「立候補する理由」、「国民議会議員選挙で、自分がよい候補者であると思う理由」などについて 500 文字で要点

---

<sup>6</sup>参考にした共和国前進のウェブサイトページは以下の通り。「Présentation des candidats aux élections législatives #LaRépubliqueEnMarche », <https://en-marche.fr/articles/actualites/presentation-candidats-elections-legislatives>  
« Suivez le guide pour la réalisation de votre vidéo de candidature ! », <https://en-marche.fr/guide-videos-candidatures-europeennes> (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。  
« Communiqué – Nombre de candidatures à l’investiture LaREM pour les européennes », <https://en-marche.fr/articles/communiques/candidatures-europeennes-lrem> (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。

をまとめて回答することが求められていた<sup>7</sup>。500 文字というのは、1 回の投稿に 280 文字（アルファベットの場合）という上限が設定されているツイッター（twitter）のツイートに換算すると、ツイート 1.7 回ぶんに対応する。このように短い回答が要求されている背景には、議員として活動するにあたり、短く明瞭なメッセージで、自身の政策をメディアや候補者に伝えたり、議場で議論を行ったりする必要があるからだと推測される。

また、「選挙区に関する政治的取組」、「政策のプライオリティ（環境、雇用、教育）」、「一週間あたりどれだけの時間を選挙戦に割くことができるか」、「選挙戦のプロセスをどれだけ理解していると思うか（1～5 の選択式）」、「市民活動・政党・労働組合への参加経験」などについても回答が求められた。上記の質問回答に加えて、志望動機書、身分証明書のコピー、そして証明写真をアップロードし、立候補は完了する。このオンライン公募によって、共和国前進は 1.9 万の立候補を受け付けた。これは、一つの選挙区に平均で 34 の立候補を受け付けた計算になる。なお、最終ページで共和国前進の活動費について寄付を促すページが出てくるものの、このオンライン公募の登録料自体は無料である。

2019 年 5 月実施予定の欧州議会議員選挙の場合も、同様の仕組みが用いられた。欧州議会議員選挙の場合、オンライン公募の入力作業に、平均して 2 時間がかけていたと共和国前進は発表している。さらに共和国前進は、2019 年の欧州議会選挙の公募の新しい取組として、二つの質問項目「ヨーロッパのための、あなたのプライオリティとは何ですか」、「どうしてあなたはよい欧州議員となりうるのでしょうか」に回答した、120 秒（2 分）以内のスピーチビデオをウェブ上で登録することも課している。ビデオには立候補者本人の映像と発言のみを含み、映像の編集、字幕の付与、音楽の使用は禁じられている。また、ビデオの撮影技術は評価に影響せず、スマートフォンで撮影したビデオでもかまわない。欧州議会議員選挙に際して、スピーチビデオの提出を義務付けたのは、十分なスピーチ・スキルやプレゼンテーション・スキルを持つ候補者を募る、面談以前にルックスやふるまいを判断する、といった理由があったと推測される。

国民議会議員選挙も欧州議会議員選挙も、オンラインで公募した立候補の出願データについて、まず予備選抜<sup>8</sup>が行われた。2017 年の国民議会議員選挙の場合、予備選抜で、合計 1,700 名、つまり各選挙区あたり約 3 名の候補者が絞り込まれた。その後、ボランティアと職員からなるチームが、対面あるいは電話面談を行ない、共和国前進の全国公認委員会（La Commission Nationale d'Investiture）が最終的な候補者を決定した。面談の際に候補者たちは、選挙資金として必要な 3 万ユーロ（約 400 万円）の立替払い金を準備できるか<sup>9</sup>、3 か月間

---

<sup>7</sup>« Législatives : chez Emmanuel Macron, le dépôt des candidatures se fait en ligne », <http://lelab.europe1.fr/legislatives-chez-emmanuel-macron-le-depot-des-candidatures-se-fait-en-ligne-2954893>（最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日）。

<sup>8</sup>2017 年の国民議会議員選挙の場合、この予備選抜は全体で 3 か月間、250 時間におよんだことが共和国前進によって発表されている。

<sup>9</sup>下院選挙の場合には、第 1 回投票で有効票の 5%以上を獲得し、選挙運動費用収支報告書が選挙運動費用収支報告書全国委員会によって承認された候補者には、選挙運動費用の一部が還付される。（フランス大使館ウェブサイト <https://jp.ambafrance.org/article11517#t-85e2>）（最終閲覧日：2019 年 3 月 16 日）。還付額は、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、支出限度額の 47.5%が償還される。支出限度額は、下院議員候補者の場合、

の選挙活動が可能か、といったことを確認されている<sup>10</sup>。

共和国前進の候補者選抜過程では、求められる能力や盛り込むべき価値観について党のウェブサイトで情報が公開されており、立候補の希望者が準備すべき事柄が明瞭であるため、立候補の希望者はウェブサイト上で公開される情報を基に、立候補の準備を進めることができたと推測される。

#### 2.2.2.3.4 女性の立候補にむけた最後のひと押し

共和国前進は、オンライン公募によって立候補の門戸を広く開くと同時に、女性に立候補するよう直接呼びかけるビデオメッセージを、2017年の国民議会議員選挙と2019年に実施予定の欧州議会議員選挙両方について公開した。

2017年の国民議会議員選挙のビデオメッセージは、候補者の公募を開始してから10日目に、マクロン大統領候補（当時）のビデオメッセージとして発信された。マクロンは、ビデオメッセージ作成の時点で、女性からの立候補は全体の15%に留まっていたこと、共和国前進は候補者を完全なパリテとするために、更なる女性の候補者が必要であることをアピールした。

私が求めているのは、勝てる見込みのある選挙区の半数に、本当です、女性の候補者を立てることです。ところが現在、私たちは既に多くの公募による立候補を受けていますが、女性の立候補はたったの15%なのです。……私がこれ（パリテを目標として掲げること——引用者）を行うのは、私はシンプルにこれを、私たちの社会、私たちの民主主義的な生活の活力の条件だと思うからです。私たちの社会に似た国家の代表を、もし私たちが持たなければ、私たちは何かを失うと思うからです。……目覚めてください。これについて議論してください。徹底的に考えてください。政治参画というのは必ずしも他者のためのことではありません。こんにちの政治参画は、必ずしも同じ規則で行わなければいけないものではないはずです。あなたが、あなたの運動が、あなたの参加が私には必要です。（マクロン大統領ビデオメッセージ<sup>11</sup>）

図表Ⅲ-2-2-2 マクロン氏が配信した立候補呼びかけのビデオ



出典：Youtube

« Soyez candidates ! | Emmanuel Macron »  
「候補者になってください！」  
エマニュエル・マクロン」

（3万8000ユーロ+選挙区の人口×0.15ユーロ）×1.26の計算式で定められ、選挙区の人口により異なるが、5万～7万ユーロ（約660万～930万円）程度である（木村 2015: 10）。

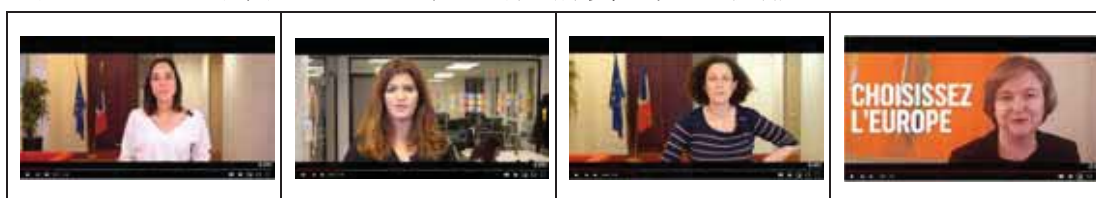
<sup>10</sup>« Législatives: la "Macron académie" se met en marche », <https://www.bfmtv.com/politique/legislatives-la-macron-academie-se-met-en-marche-1104763.html>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

<sup>11</sup>このビデオは、Youtubeの共和国前進のチャンネルで閲覧可能である。「Soyez candidates ! | Emmanuel Macron », <https://www.youtube.com/watch?v=Pjd2frcUyqc>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

4分以上の長さのあるビデオメッセージでは、共和国前進が勝てる見込みのある選挙区にきちんと女性を割り当てパリテにする意志があることが強調された。このビデオメッセージの結果、女性の公募立候補は少しずつ増加し、2017年の国民議会議員選挙のオンライン公募全体の29%が女性の立候補となった。ビデオメッセージが、立候補をためらう女性たちの「最後のひと押し」となった。

2019年に実施予定の欧州議会議員選挙の場合も、女性の公募の集まりは鈍かった。そこで、公募の締め切りから一週間前に、共和国前進の女性大臣や議員の合計13名<sup>12</sup>が女性に立候補を促すビデオメッセージを公開した。先のマクロンのビデオメッセージとの最大の違いは、この立候補呼びかけの動画に登場するのはすべて女性だということだ。

図表Ⅲ-2-2-3 共和国前進・2019年欧州議会議員選挙の立候補呼びかけのビデオ



出典：Youtube, « Mesdames, nous avons besoin de vous : candidatez ! »

「マダムたち、あなたが必要です、立候補してください！」

1分半の動画の間、共和国前進に属する女性たちは、女性の立候補を次々に呼びかける。「私たちの政治参画を誇りに思っています」、「女性も経済政策を扱える」、「反セクハラ法を誇りに思う」、「政治参画したいと思っている女性も、そうでない女性も、やらなくちゃいけません、あなたが必要です」、「女性はヨーロッパで50%の人口です」、「ためらうのをやめて」、「自己検閲を乗り越えて」、「熟考をとめて、突き進みましょう」、「何歳だって」、「おいでよ」、「政治ポストが男性に独占されていることに何の理由もない」、「男性と同じように、私たちにもできます」、「この呼びかけに続く女性が数多くいることを願っています」、「勇気を出して、飛び込んで」といった励ましの言葉が続く。このビデオメッセージ公開ののち、共和国前進の欧州議会議員選挙の公募応募者に占める女性の割合は、ビデオ発信前の24%から41%へと一気に上昇した。

上記二つのビデオメッセージの成功は、女性が政治参画をする際には、「私には無理だ」という自己検閲 (autocensure) を乗り越え、家族との議論を行い、立候補にふみきるというステップがあり、このステップを超えるためには強力な後押しが必要であることを示唆し

<sup>12</sup>ヨーロッパ・外務大臣付ヨーロッパ問題担当大臣ナタリー・ロワゾー、首相付女男平等・差別対策担当副大臣マルレーヌ・シアッパ、国務大臣・環境連帯移行大臣付副大臣エマニュエル・ヴァルゴン、国務大臣・環境連帯移行大臣付副大臣ブリュヌ・ポワルソンに加えて9人の女性下院議員がメッセージに登場した。こちらのビデオも、Youtubeの共和国前進チャンネルで閲覧可能である。« Mesdames, nous avons besoin de vous : candidatez ! », [https://www.youtube.com/watch?time\\_continue=50&v=29KRLv4X\\_qw](https://www.youtube.com/watch?time_continue=50&v=29KRLv4X_qw) (最終閲覧日：2019年3月16日)。



ている。単に女性に対して立候補の門戸を開放するだけでなく、党内のリーダーたちによる最後の心理的なバックアップが、女性たちの政治参画へのブレーキを外すうえで重要である。

#### 2.2.2.3.5 課題：いまだ残る立候補のジェンダー・ギャップ

オンライン公募及び女性の立候補を促すビデオメッセージの結果、共和国前進において女性の立候補は確かに増えた。しかし、2017年国民議会議員選挙の場合、応募者のうち男性は71%を占めていたのに対して、女性は29%に留まった。また、2019年に予定されている欧州議会議員選挙の場合、応募者のうち男性は59%だったのに対して、女性は41%だった。女性の占める割合は上がってきているとはいえ、国民議会議員選挙、欧州議会議員選挙ともに、公募者に占める女性の割合はまだ男性に比べて低く留まる。これだけ熱心な取組を行った共和国前進でも、立候補のジェンダー・ギャップは根強く残っている。

#### 2.2.2.4 社会党：パリテ法制定直後のパリテ定着化のための取組

社会党は、1999年のパリテ法のための改憲と2000年のパリテ法制定にむけて、強いイニシアチブを発揮した政党である。また1980年代から、女性の政治参画の促進のために党独自の方策をうちたててきた経験も持つ。本稿では、パリテ法制定直後の2000年代に、社会党が党内でパリテを根付かせるためにとった施策に注目する。

##### 2.2.2.4.1 党の現状

フランスでは長い間、共和党を中心とした中道右派と社会党を中心とした中道左派の二大政党制に近い状態が続いていた。しかし、極右政党の支持拡大、左派の分裂、共和国前進の躍進の結果、現在社会党は弱体化してしまっており、国民議会に占める議席は、男性議員24名、女性議員14名の合計38名（6.58%）と低い。しかしながら社会党は、パリテの推進については多くの蓄積をもつパイオニアである。

##### 2.2.2.4.2 パリテ法制定直後の社会党のパリテ推進姿勢

今回の調査で、2002年から4年間、社会党でパリテの専門スタッフとして女性候補者のリクルートや、政党内部でのパリテ推進の働きかけを担っていたジュヌヴィエヴ・クーロー（Geneviève Couraud）氏（以下敬称略）に話をうかがう機会を得た。

自身もマルセイユで市町村議会議員を二期務めた経験を持つクーローは、2002年の大統領選挙で社会党が大敗した直後に、フランソワ・オランドに要請されて、社会党の選挙委員会にパリテの専門家として加わった。選挙関連の部署に女性が入ったのは、社会党でも初めてのことだったという。それから4年間、クーローは社会党の女性の権利担当（パリテ担当）として、女性のリクルートや、政党内部での働きかけを担った。

彼女によれば、社会党のパリテ推進施策でポイントとなったのは、①フランソワ・オランドや、セゴレーヌ・ロワイヤル<sup>13</sup>といった党内有力者のイニシアチブと、②社会党が大敗し

---

<sup>13</sup>2007年の大統領選挙では、フランス史上初の女性大統領をめざし社会党公認候補者とな

た後の国民議会議員選挙は現職者がおらず、女性候補者を入れやすかったという環境的要因の二つだった。

#### 2.2.2.4.3 党内有力者のイニシアチブ

パリテ法が初めて適用された2002年の国民議会議員選挙の結果、社会党は共和党に大敗した。またパリテ法の効果も鈍く、国民議会に占める女性議員の割合はたったの12.3%に留まった。

この二つの失敗を是正するために、当時社会党の筆頭書記長（Premier secrétaire élu）だったフランソワ・オランドは、2005年にル・マン市で開催された社会党大会において、2007年の国民議会議員選挙で、社会党が50%の女性候補者を保障すること<sup>14</sup>と、35%の勝てる見込みのある選挙区を女性候補者に明け渡すことを宣言した<sup>15</sup>。

こうしたオランドのイニシアチブのもと、クーローは国民議会議員選挙の女性候補者となりうる人物を、フランス全土の577の選挙区について順に探す作業を受け持った。クーロー自身が、当時筆頭書記長だったオランドに対して、長期にわたって国民議会議員をつとめている、社会党が強い地盤の70歳以上の男性議員に立候補をあきらめさせ、当該選挙区に女性候補を擁立するよう直接求めることもあったという。

同時に、環境大臣や国民教育大臣、子ども家族担当大臣、家庭担当大臣を歴任し、社会党でアイコン的な女性議員だったセゴレーヌ・ロワイヤルも、社会党でパリテを推進するためのイニシアチブを発揮した。2006年にロワイヤルは、社会党が国民議会議員選挙の際にパリテ違反で失う政党助成減額と同額を、社会党内部で、女性の立候補支援策として使用することを決定した。オランドとロワイヤルという、二人の党内有力者が中心となって、パリテを実現するためのアクションをとったことで、社会党内部でパリテは進んだ。また、社会党が大敗した国民議会議員選挙の直後、つまり現職者が一気に減った時期に、パリテのための具体的施策を充実させ、新たに女性候補を立てたことも社会党のパリテ戦略の優れた点であった。

#### 2.2.2.4.4 社会党の女性候補者選定方法

パリテ法制定直後の社会党は、アソシアシオンを主たる女性候補者のプールとして活用する、「伝統的な政治参画ルート」を用いていた。この「伝統的」なルートは、現在でも女性の政治参画の主要なルートであると考えられるため、具体的に検討する。

すでにフランスの研究者による先行研究でも指摘されているように（Achin et Paoletti 2002）、女性候補者のプールとして、フランスにおいてアソシアシオンは非常に重要な役割を担っている。アソシアシオンの参加者は、当該地域の状況をよく知り、地域のコミュニティからの人望が厚い人物も多く、選挙の候補者として必要な資質を備える。特に候補者のプ

---

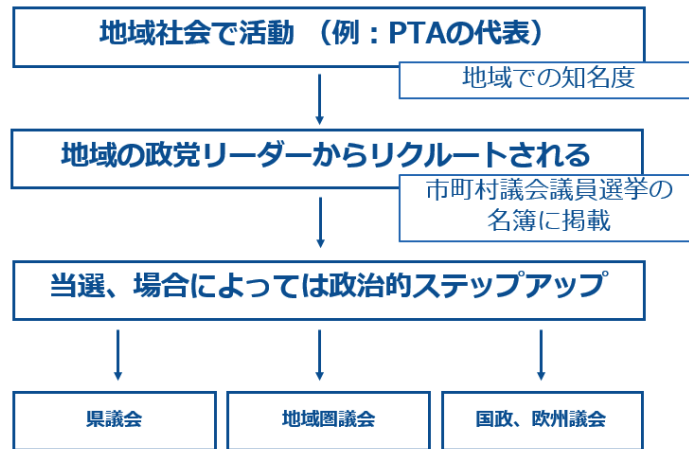
った。私生活ではフランソワ・オランドとパートナー関係にあった。

<sup>14</sup>実際には、2007年の下院選挙の社会党の女性候補者の割合は45.2%に留まった。

<sup>15</sup>ウェブサイト« Parite50 / 50 », 2012年7月19日記事 <http://www.50-50magazine.fr/2012/07/19/genevieve-couraud-ne-cumule-pas-les-mandats-mais-les-combats/>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

ールとして、日本のPTAに当たる保護者アソシアションが活用されている。

図表Ⅲ-2-2-4 女性候補者の政治キャリアパス



出典：筆者作成

Ⅲ.2.1.4 「パリテ選挙の実例」で述べたように、市町村議会議員選挙は名簿式の選挙であるため、新規立候補が比較的容易である。また、市町村議会議員選挙の場合は、一般に、名簿のトップの者が、名簿に掲載する候補者を直接探し出すため、地域社会での知名度や人望が候補者選定の重要な指針となる。そのうえ、フランスの場合、市町村議会議員選挙に関しては、当初からある程度強制力の伴ったパリテ措置がしかれていたため（名簿の上位から順に6人ごとに男女同数）、市町村議会議員選挙に立候補した女性を、県議会・地域圏議会・国民議会といったより上位の議会選挙の候補者のプールとして利用することもできた。社会党は、まずローカルな選挙でパリテを実践し、そしてその候補者となった女性たちを順に党内でステップアップさせていくことによって、女性の有力な候補者を確実に育てていく、という手法を用いたのである。

加えて、フランスの場合は議員の兼職が可能だったため、すでに持っている議員職を辞することなく、より上の議員職の選挙にチャレンジすることが可能だった。したがって社会党は、地方選挙から国政選挙にステップアップさせていく方針を活用しており、Ⅲ.2.2.2.2 「2017年当選の議員のポートレート」で述べた通り、2017年の国民議会議員選挙に当選した社会党所属の女性議員は全員、議員の経験者あるいは地方議員との兼職者である。

#### 2.2.2.4.5 候補者の支援策：立候補の資金援助・ノウハウの教授

フランスの政党は基本的に、パリテによって候補者の男女同数を規定する以外に、女性だけに焦点をあてた立候補支援策を行っていない。パリテ法があり、男女の能力は同等なのだから、女性だけを区別して何らかの支援を行う必要はない、という考え方がフランスでは主流である。しかし例外的に、パリテ法制定直後に社会党は、市町村議会議員選挙について女性の立候補支援を行っていた。

2001年の市町村議会議員選挙の際の社会党の取組を紹介してくれたのはフランソワ

ズ・デカン・クローニエ（Françoise Descamps Crosnier）氏（以下敬称略）である。クローニエは、高校生の時に社会党の党員登録をした、キャリアの長い党員である。党員を離脱した期間もあったものの、政党活動や、地域のアソシエーション活動に熱心に参加してきた経験をもつ彼女は、パリテ法制定直前の1995年の市町村議会議員選挙の際には社会党の選挙運を手伝った。そして2001年に実施された、パリテ法が初めて適用される市町村議会議員選挙に、クローニエは初出馬し当選した。さらにクローニエは12年間社会党の市町村議会議員として活躍後に2013年の国民議会議員選挙に出馬し、社会党議員として当選を果たした。地方政治から国政へとステップアップを果たした彼女の政治家としてのキャリアは、パリテの進展とともにあった。

2001年3月に実施された市町村議会議員選挙の候補者として、クローニエが地域の社会党のリーダーから立候補の依頼を受けたのは、2000年の1月だった。初のパリテ法適用の選挙ということもあり、クローニエは選挙区の社会党市町村議会議員選挙名簿のトップに掲載されることになった。

初出馬のクローニエに対して、社会党は、①配布用のニュースレターの準備・作成の援助、②選挙運動に必要な資金の立替えという2つの援助を行った。①の配布用のニュースレターとは、クローニエの経歴や政策を掲載した小さい新聞のようなものである。クローニエが属していた地域の社会党の支部は、この小新聞の作成を手伝い、さらに印刷費用もまかかったという。また、②選挙運動資金の立替えについては、クローニエが選挙資金を出す必要がないようにという配慮のもと行われた。フランスの場合は、選挙において一定の票を獲得した場合に、選挙運動費用が払い戻しされる規定がある。ただし、この払い戻しを受けるまでは、自己費用で立替えを行う必要があるため、社会党はこの立替え費用をクローニエの代わりに拠出したのである。

なお、上記の援助はあったものの、クローニエは、選挙出馬にあたって特別のトレーニングを社会党から受けたことはなかったという。

#### 2.2.2.4.6 課題：リーダーの意志が必要不可欠

2000年代の社会党のパリテ推進の取組が示唆するのは、男女問わず、党内の政治的リーダーのイニシアチブがなければ、パリテは進まないということである。のちに大統領となるフランソワ・オランド、そして2007年の大統領選挙の候補者となったセゴレーヌ・ロワイヤル、あるいはクローニエの選挙区の社会党のリーダーの男性は、パリテを推進する意志を明示し、実際にパリテ推進のために予算を割いたり、市町村議会議員選挙の名簿の第一位を女性に明け渡したりした。パリテのパイオニアである社会党の事例は、憲法や法律に加えて、政治リーダーのイニシアチブがあるときに初めて、パリテの実効性が保障されることを示している。

#### 2.2.2.5 共和党：普遍主義的価値観の下でのパリテ推進の取組

共和党は中道右派に属する政党である。右派の政党は、左派の政党と比較してジェンダー平等推進政策については消極的な姿勢であることが多く、共和党も、パリテについては後発

組だった。現在、共和党が国民議会に占める議席数は 23.5%であるが、その内訳をみると、男性議員が 105 名いるのに対して、女性議員は 31 名である。

共和党は、このようにパリテの推進に慎重な姿勢を示してはいるものの、政治のパリテを常識とみる社会的な雰囲気の変化やパリテ関連法案の強化・改正に伴い、段階的にパリテを実現してきた。

#### 2.2.2.5.1 党の現状

パリテのための改憲とパリテ法の制定は、共和党と社会党の保革共存政権時代に実現している。当時のフランスにおいてすでに、たとえ保守派であったとしても、政治のパリテの推進に真っ向から反対することはできない雰囲気がつくられていた<sup>16</sup>のである。ただし、共和党におけるパリテの取組は、2000 年代前半に社会党が行っていた、女性に対する積極的立候補支援策とは異なり、パリテ法を基本として、男女の立候補の機会の平等を徹底させるというものである。

#### 2.2.2.5.2 候補者選定に関する取組み：地方選挙の予備選挙

共和党におけるパリテ推進の取組を紹介してくれたのは、ヴァルドワーズ県の県議会の副議長をつとめ、さらに兼職によってモンモランシー市議会議長（市長）もつとめるミシェル・ベルティ（Michèle Berthy）氏（以下敬称略）である。ベルティは、フランスのジェンダー平等推進組織 HCE のパリテ部門のメンバーでもあり、彼女は地方議員の代表として、地方におけるパリテの状況を改善するために活動している。

ベルティも、社会党のクローニエと同じく、パリテ法が初めて適用された 2001 年の市町村議会議員選挙で初出馬し、当選を果たした。市町村議会議員選挙に立候補したきっかけは、地域の PTA の代表として活躍していたところを、共和党の市町村議会議員選挙名簿のトップに声をかけられたという「伝統的なキャリアパス」を通っている。ベルティもまた、パリテ法とともに政治キャリアを築いてきた。

ただし、初立候補の時点で選挙名簿のトップに掲載されたクローニエと異なり、ベルティの場合は選挙名簿の 26 番目と、当選ぎりぎりの順位に掲載された<sup>17</sup>。また、共和党からの特別の立候補支援や、トレーニングもなかったという。立候補の際に役立ったのは、自身が大学時代に専攻していた経済学の学識だったという。

ベルティもまた、市町村議会議員から市町村議会の議長へ、そして県議会から県議会副議長へ、と徐々に政治ステップを登ってきた。彼女が県議会への政治的ステップアップを決意したのは、2 期目の市町村議会議員の任期中、2010 年のことだったという。

ベルティが立候補した 2011 年の県議会議員選挙では、まだ「ペア立候補制度」は適用さ

---

<sup>16</sup>こうした雰囲気が形成された背景にあるのは、女性運動・政府の男女平等担当部署・パリテ監視委員会・国際社会からのプレッシャーが組み合わさった力である。フランスのパリテ法に対する社会的合意の形成過程については、Bereni (2015)、Sénac-Slawinski (2008)、石田 (2014)、村上 (2017) を参照。

<sup>17</sup>フランスの市町村議会議員選挙は、与党が全体の半数の議席を持つことができる。ベルティの属する市町村議会議員選挙では、与党は 27 議席を有している。

れておらず、各選挙区から一人を選出する、日本の小選挙区制の選挙と類似した仕組みで、かつ二回投票式（多数代表単記二回投票制）を用いる、男性のベテラン議員にとって有利に働く傾向が強い選挙方法が用いられていた。

2011年の県議会議員選挙の共和党公認候補者を決めるにあたり、ベルティの選挙区からは、ベルティのほかに男性が一人候補者となっていた。最後に候補者を一人に絞り込むにあたって、共和党の地域支部は、「自分の政策プログラムを三分間演説し、共和党の地域支部の委員会内部で投票する」という予備選挙を用いた。ベルティは演説の結果、60%の支持を得て予備選挙に勝利し、共和党の公認候補となった。

この県予備選挙では、議員になった際の自分自身の政策プログラムを演説するという基準が明確化されており、また、議員に求められる演説及び地域政策の立案といった能力に応じた選抜が行われている。共和党の予備選挙は、候補者の選別基準を明確化したうえで機会のパリテを保障する取組といえる。

#### 2.2.2.5.3 「女性だけの支援策は男女共学に反する」

ベルティ自身は、法律なくしてパリテは達成されえないと信じているものの、パリテの推進を目的とした「女性向けのプログラム」には懐疑的である。ベルティは、「女性だけに向けてのトレーニングプログラムというのはミクシテに反する」と考えている。

ミクシテ（男女共学、共同）という理念は、パリテを肯定する議論の際に、パリテ賛同派の哲学者シルヴィア・ヌ・アガサンスキが頻繁に用いたキーワードでもある（Agacinski 1998＝2008）。男女共学、男女共同の価値を認めるのであれば、政治をパリテにするべきであるというアガサンスキの論理が、パリテ法を肯定する際に支持を得たのである。

ベルティはこうした論理をもとに、すでにパリテの規定がしかれているのに、女性だけに何らかの支援策を行うのであれば、それは「ミクシテ」という、パリテに並ぶ男女平等の基本理念に背くことになってしまうと考えている。もともと「普遍主義的平等アプローチ」を重要視してきたフランスらしい、パリテの捉え方<sup>18</sup>である。

#### 2.2.2.5.4 課題：「右派のフェミニスト」のとまどい

ベルティは、共和党内でセクシュアル・ハラスメントを受けたり、女性だからといって差別されたりしたことは一切なかったという。左派の政党と比べてパリテの進展が鈍い共和党においても、やはりパリテ及びジェンダー平等の推進は無視できない課題として捉えられており、そうしたテーマに関する党内合意の雰囲気も少しずつ培われてきた。また、パリテ法以降、あからさまなハラスメントが行いにくい議会の雰囲気も徐々に作り上げられてきた。

一方でベルティは、「右派の共和党内でフェミニストであること」に居心地の悪さを感じたエピソードも語ってくれた。2011年、県議会議員1年目の際に、県でドメスティック・バ

---

<sup>18</sup>今回の調査でインタビューを行った女性議員が、政党を問わず、「党からの特別なトレーニングプログラムを受けていない」と語っていたことから、「フランス的普遍主義」は、各党の取組にも反映されていると考えられる。

イオレンスの被害者女性のための緊急ダイヤルを作る話が持ち上がり、ベルティが担当メンバーに立候補したところ、同僚の共和党議員の男性から、「フェミニストなんだね！」と冷やかされたという。ベルティは、共和党の価値に共鳴すると同時に、自分のことをフェミニストだと思う、と語る。「けれども、右派のフェミニストというのは矛盾を感じる人もいるということだと思う」、と、共和党内部で女性の権利を保障する運動を続けていくことの複雑さと、とまどいを打ち明けてくれた。

### 2.2.3 政府機関：首相付き女男平等局

先のⅢ.2.1.5「パリテを推進する諮問機関の役割」で述べたように、フランスでは女男平等高等評議会（HCE）が、ジェンダー平等を推進する首相付きの諮問機関として活躍しているが、これに加えて、首相付きのジェンダー平等推進の実務機関として、「首相付き女男平等・差別対策局（以下女男平等局と表記）」も、包括的・省庁横断的なジェンダー平等推進政策を担っている。女男平等局は首相直属の機関であり、「首相府」のなかに位置づけられ<sup>19</sup>、首相が長をつとめている。ただし、実質的に女男平等局のトップとしての役割を担っているのは、「首相付 女男平等・差別対策担当副大臣」のマルレーヌ・シアッパである。

フランスのジェンダー平等推進政策の実務機関である女男平等局は、諮問機関である女男平等高等評議会（HCE）と互いに交流しながら職務を担っており、女男平等局と同じ建物の中に女男平等高等評議会のオフィスも設置されている。

#### 2.2.3.1 行政機関としての職務：①政策立案／課題の遂行と②ジェンダー主流化政策の推進

女男平等局が行政機関として行う職務を、①政策の立案及び課題の遂行と、②ジェンダー主流化の推進の二つの視点から紹介する。①政策の立案及び課題の遂行は、政府のジェンダー平等推進指針に沿って行われる。現在のフランス政府は、マクロン大統領のイニシアチブのもと、「ジェンダー平等の推進に関する5か年計画（Grande cause du quinquennat）」を設けている。各省の大臣が、それぞれのジェンダー平等推進政策を具体的に定めており、法案の制定に関わる計画も多くある。例えば、首相付き女男平等局のシアッパが計画として掲げていた性暴力・性差別の禁止法案は、2018年8月3日に法制化され、「シアッパ法」と呼ばれている<sup>20</sup>。

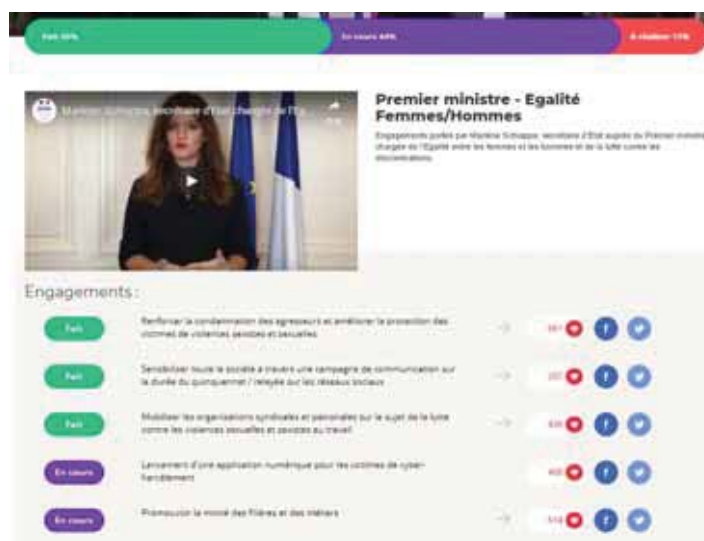
---

<sup>19</sup>フランス大使館ウェブサイト, <https://jp.ambafrance.org/article11548>（最終閲覧日：2019年3月16日）。

したがって女男平等局は、日本の内閣府の男女共同参画局と近い位置づけの組織である。

<sup>20</sup>Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes.（最終閲覧日：2019年3月17日）。

図表Ⅲ-2-2-5 首相付き女男平等局の5か年計画の例



性暴力・セクハラ対策、意識啓発、職業平等などが挙げられている。緑色が実施済（Fait）、紫色が進行中（En cours）。他に赤の実施予定（À réaliser）がある。一番上にあるバーは、全省の取組の進行状況を示す。まだ「実施予定」のプロジェクトは11%であり、多くが着手されている。ウェブサイトで各省の取組を見ることができる<sup>21</sup>。

図表Ⅲ-2-2-6 各省大臣が取組を説明するビデオメッセージ



すべての大臣のスピーチとプロジェクトは、ウェブサイトで見ることができる<sup>22</sup>。

出典：首相付き女男平等局の5か年計画特設ウェブサイト

上記の「5か年計画」からもわかるように、②ジェンダー主流化政策の推進は、現在の政府が熱心に取り組んでいるプロジェクトのひとつである。各省がそれぞれにジェンダー平等推進のためのプロジェクトをⅢ-2-2-5及びⅢ-2-2-6のように規定しており、各省の大臣がプログラムについて明言した動画が配信されている。

こうした活動に加えて、首相付き女男平等局の上級官僚が、他の省内で意思決定権を持つ上級官僚に対して、ジェンダー平等推進のための取組を促すために、直接ロビイングを行うという地道な活動もこれまで実を結んできた。首相付き女男平等局は、こうした上級官僚どうしの意見交換とロビイングをさらに効果的にするために、各省のジェンダー平等推進に関する具体的な取組を検討する場として「省間女男平等委員会」（comité interministériel l'égalité femmes-hommes）を設けている。こうした検討の場で決定されたユニークな取組には以下のようなものがある。

<sup>21</sup>« Grande cause du quinquennat », <https://grande-cause-quinquennat.gouv.fr/mesures>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

<sup>22</sup>« Les actions du Gouvernement », <https://grande-cause-quinquennat.gouv.fr/>（最終閲覧日：2019年3月17日）。



- 行動・公会計大臣付デジタル担当局 (Ministère de l'Action et des Comptes publics chargé du Numérique) : デジタル技術分野では、女性がマイノリティであることに着目し、そうした分野で働く女性たちが連帯できる場をつくるために、femmes numériques (デジタル技術の女性たち) という市民団体の創設を支援した。
- 国民教育・青少年省 (Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse) : 少年少女に対して、ジェンダーについて意識啓発を行うことができる教員を育成するために、教員に対してジェンダー平等研修を義務付けた。
- 文化省 (Ministre de la Culture) : 文化活動の多くが、アマチュアの女性によって担われているにも関わらず、文化活動組織の代表は常に男性であることに着目し、文化活動施設にクォータを導入することを提言した (quota des établissements culturelles)。また、女性演奏家の数が少ないわけではないにも関わらず、オーケストラのメンバーの多くが男性であることに着目して、あるオーケストラのメンバーの選別を、性別が分からないよう、カーテン越しに行うことが決定された。

それぞれの分野にフィットする形で、ジェンダー主流化のための方法がとられている。また、各省庁の推進担当者がジェンダー主流化について意識を高め、具体的に行っている政策が国民にも広くわかるように、ビジュアル資料やビデオメッセージを活用していることも、フランスのジェンダー主流化政策の優れた点である。

### 2.2.3.2 調査／研究：女男平等年間レポート

女男平等局は、2002 年以降、毎年、ジェンダー平等の現状についての統計データをビジュアル化しまとめた報告書「真の男女平等にむけて (Vers l'égalité réelle entre les femmes et les hommes)」を作成し、ウェブサイト上の資料及びリーフレットの形で、広く社会に情報発信を行っている。社会のあらゆる分野について男女平等の観点から統計データを示し、さらにビジュアル化した資料を広く社会に公表することによって、フランスにおけるジェンダー平等の現状をわかりやすく伝え、市民社会での議論を喚起することに貢献している。2017 年度版の報告書の抜粋版については日本語の翻訳版が制作されており、ウェブ上でダウンロード可能である<sup>23</sup>。一部をⅢ-2-2-7 とⅢ-2-2-8 に紹介する。

<sup>23</sup> 「2017 年度版『統計資料』真の男女平等に向けて概要版」

[https://jp.ambafrance.org/IMG/pdf/vers\\_1\\_egalite\\_reelle\\_entre\\_les\\_femmes\\_et\\_les\\_hommes\\_2017\\_-\\_jp\\_final\\_2.pdf?23904/132bd68bbd76838291c45d31f9b6dfec162c75a5](https://jp.ambafrance.org/IMG/pdf/vers_1_egalite_reelle_entre_les_femmes_et_les_hommes_2017_-_jp_final_2.pdf?23904/132bd68bbd76838291c45d31f9b6dfec162c75a5) (最終閲覧日：2019 年 3 月 17 日)。

図表Ⅲ-2-2-7 「真の男女平等に向けて」の表紙



図表Ⅲ-2-2-8 各分野の男女平等のビジュアル化



上記のページは「パリテ」を扱っている。

出典：2017年度版『統計資料』真の男女平等に向けて概要版

### 2.2.3.3 市民社会のアクターへの助成と協働

女男平等局は、市民のニーズにあったジェンダー平等推進施策を講じるために、アソシアションとの連携を活用している。アソシアションに補助金を拠出するほかに、一部のアソシアションに対して、特定の課題を実行する実務機関としての役割を求めることもある。例えば、暴力の被害者の女性を支援するアソシアションの中には、女男平等局から特定のミッションを受け、年間活動費を受け取りながら活動を行うものも多くある。

Ⅲ.2.1.6「市民／市民団体のインプット」のコラムで述べた通り、アソシアションは市民活動組織であり、基本的には私的な団体である。しかし、ジェンダー平等の推進について公益性の高い活動を行うアソシアションの中には、政府組織と連携した活動を行うものもある。実際にフランスにおける女男平等に関する予算の大部分は、ジェンダー平等推進活動を担うアソシアションへの補助金に用いられている（井上 2016: 26）。ただし、こうした補助金は事務所の運営費や交通費として用いられるもので、人件費としては用いることができない。フランスのジェンダー平等推進活動は、ボランティアで働くアソシアションの活動家によって支えられている（井上 2016: 31）。

### 2.2.3.4 制度的限界：予算の小ささ、ボランティア頼みの活動、複数回の再編成

フランスの女男平等局は充実したジェンダー平等推進政策を行っているが、その予算規模は決して大きくない。マクロン大統領は、2018年のジェンダー平等推進予算として、前

年の2017年と比較して2,300万ユーロ多い、420ミリオンユーロ（4.2億ユーロ、約530億円）の予算を割り当てたが、多くの女性団体がこれでは不十分だと問題を指摘し、増額を求めるデモも行われた。限られた予算のなかで、フランスが豊かなジェンダー平等推進政策を講じることができているのは、無報酬で活動する、ジェンダー平等推進を担うアソシアシオンの活動家や、女男平等局と密な連携関係にある諮問機関HCEのメンバーのおかげである。フランスは市民の声・力が反映される効果的な組織を有する一方で、実際のジェンダー平等推進活動の担い手についてはボランティアに頼らざるをえない、という実情も浮き彫りになる。

また、現在、首相付き女男平等局は省ではなく、首相付きのひとつの「局」としての位置づけである。首相の肝いりの政策を実現するスピーディーさを長点とする一方で、「省」としてのプレゼンスが弱いという問題点もある。フランスのジェンダー平等推進組織は頻繁に名称が変更されたり、組織が再編されたりする（井上 2016）。これは組織の柔軟さである一方で、脆弱さでもあるだろう。

## 2.2.4 ジェンダーセンシティブな議会に向けて

### 2.2.4.1 上下院の女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団

元老院と国民議会（上下両院）に常設され、ジェンダー平等推進に関する政策立案のイニシアチブをとる、「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団（Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes）」（以下、女性の権利と平等調査団と表記）は、議員が超党派でジェンダー平等推進政策を議論する場として機能している。

女性の権利と平等調査団は「1999年7月12日法」によって創設され、パリテをはじめとして、広くジェンダー平等について議論するための場として発展をとげてきた。今回の調査では、現在国民議会の女性の権利と平等調査団委員会の代表をつとめる共和国前進のマリー＝ピエール・リクサン（Marie-Pierre Rixain）議員と、調査団で法案の起草等を担当する上級官僚であるクレマン・クレマン・デュロラ＝パルマー（Clément Deloras-Palmer）氏（以下敬称略）に話をうかがうことができた。デュロラ＝パルマーは、国民議会付きの公務員として、法律や勧告案を議員とともに起草する役割を担っている。

通常フランスの国会議員は、自身の専門分野として、2つあるいは3つの委員会（commission）<sup>24</sup>に所属することが義務付けられているが、女性の権利と平等調査団は委員会とは異なる、調査団（délégation）という役職であり、参加が義務付けられていないボランティアな役職である<sup>25</sup>。女性の権利と平等調査団は、特にジェンダー平等推進に関してモチベーションの高い議員によって構成され、法律の立案等の議論が活発に行われている。

女性の権利と平等調査団に対しては、女性の権利・男女機会均等に関する政府の政策につ

<sup>24</sup>フランスでは憲法上、常任委員会の設置数の上限が国民議会、元老院ともに8と少なく設定されている。その制約を回避するために、議員調査団が設置されており、委員会と同等の役割を担っている（大山 2013: 110-111; 2016: 注釈 52）。

<sup>25</sup>リクサン議員に対するヒアリング（2018年12月4日実施）。

いての情報収集を行う、あるいは法案の可否や成立した法律の適用状況について調査し提言を行う、というミッションが規定されている。しかし実際のところ、女性の権利と平等調査団に所属する議員はかなり自由に、女性の権利やジェンダー平等推進に関する時宜にあったテーマを課題として選択できる<sup>26</sup>。

この調査団は、法案ごとに結成される一時的なものではなく、常設かつ超党派の組織である点に最大の特長がある。常設組織であるということは、ジェンダー平等推進政策について恒常的に議論できる環境が整っていることを意味する。調査団付きの上級公務員デュロラ＝パルマーによれば、下院の女性の権利と平等調査団が提案する法案のうち 50%は何らかの法制化に結びついており、同調査団がジェンダー平等推進政策について強力なリーダーシップを発揮していることがわかる。

#### 2.2.4.2 議会におけるセクハラの実態——国民議会の掲示

近年のフランスでは、議会をよりジェンダーセンシティブな場にするための取組も行われている。興味深い取組として、国民議会の議会事務局が行ったセクシュアル・ハラスメント及びモラル・ハラスメントの防止の取組を論じる。

2017年9月25日に、フランスの国民議会の全てのエレベーター、そして人通りの多い場所や廊下に、A4サイズ一枚の紙が掲示された。そこには、セクシュアル・ハラスメントとモラル・ハラスメントの定義とその刑罰が明記されていた。例えばセクシュアル・ハラスメントを行った場合には、「刑法の 222-33 条により、2年間の禁固と 30,000 ユーロの罰金刑に処せられ、『自身の職務上の権威を濫用する人物』によってこれが行われた場合には、3年間の禁固と 45,000 ユーロの罰金刑に処せられる」。また、掲示の末尾には、ハラスメント問題の責任者として、国民議会のコンプライアンス担当者、「職業倫理と議員の地位」部門の代表者の連絡先も併記されていた。

セクシュアル・ハラスメントとモラル・ハラスメントについて、議員への注意・警告を目的とするこの掲示は、議会で働くアシスタントからセクハラ被害の証言が数多く寄せられていたことを受けて実行された。議員秘書として働いていた女性のなかには、一人でのときに会ったり、エレベーターと一緒に乗ったりしてはいけない議員の「ブラックリスト」の存在を明かすセクハラ被害者もおり<sup>27</sup>、セクシュアル・ハラスメントはフランス議会にとって大きな課題となっていた。フランスは #MeToo 運動に先立って、そしてその追い風を受けながら、2017年以降、議会のセクハラ対策を加速させながら推進してきた。

こうした試みが可能になったのは、特に国民議会で女性議員が増加し、パリテに近づいたことも影響を与えていると考えられる。2017年の国民議会議員選挙以前、国民議会の議員に占める女性の割合は 38.8%になった。さらに国民議会で与党である共和国前進では女性の議員の比率は 48%である。国民議会の「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査

<sup>26</sup>リクサン議員に対するヒアリング（2018年12月4日実施）。

<sup>27</sup>Fanceinfo, « Des articles du Code pénal placardés dans les couloirs de l'Assemblée pour lutter contre le harcèlement », [https://www.francetvinfo.fr/societe/harcelement-sexuel/des-articles-du-code-penal-placardes-dans-les-couloirs-de-l-assemblee-pour-lutter-contre-le-harcelement\\_2435215.html](https://www.francetvinfo.fr/societe/harcelement-sexuel/des-articles-du-code-penal-placardes-dans-les-couloirs-de-l-assemblee-pour-lutter-contre-le-harcelement_2435215.html)（最終閲覧日：2019年3月17日）。

団」の代表をつとめるリクサン議員は、インタビューのなかで「より多くの女性が議会に入れば、性差別主義はより少なくなります」と、女性議員が増えることによって議会の空気が変わっていくと断言していたことが印象的であった。

#### 2.2.4.3 議員とワーク・ライフ・バランス——男性と女性両方の課題としてとらえる

ジェンダーセンシティブな議会を実現するアクターとなっているのは、女性だけではない。とくにワーク・ライフ・バランスの推進活動では、男性議員がイニシアチブをとるケースも見られる。共和国前進に所属し国民議会の議長を務めていたフランソワ・ド・リュジは、国民議会においてワーク・ライフ・バランスを実現するための取組に強い意志を示し、国民議会議員とそのコラボレーター、そして国民議会で働くメンバーのために保育園を創設することを発表した（Schiappa 2018: 50）。現在進められている保育園の開園は、2021年末から2022年初頭になる見込みであると報じられている<sup>28</sup>。

##### 2.2.4.3.1 議員の産休・育休——国民議会の事例

議員の出産・育児をめぐる状況についても、リクサン議員（以下敬称略）から現状をうかがうことができた。1977年生まれのリクサンは国民議会議員のなかでは若く、子育て世代の母親でもある。執筆者らが国民議会のリクサンのオフィスで行ったインタビューの傍らのソファでは、リクサンの9歳の息子が本を読んで過ごしており、国民議会議員のワーク・ライフ・バランスの実例を垣間見ることができた。

現在、フランスの国民議会議員には産休・育休について規定した法律がなく、したがってそうした休暇の権利もない。ただし、出産のために2か月程度の休暇をとって、議会に戻ってくる女性はしばしばいるという。リクサンが親しい周囲の議員だけでも、過去1年半の間に、こうした休暇を取得した女性議員は2人いたという。原則として議員は委員会を欠席することができないが、出産・育児に関わる上記のような期間中には、病欠と同じ扱いにして、休暇をとるという。

育休・産休をとる場合に、議員は選挙民（つまり、自分の地元の支持者たち）の理解を求めるように心がけているという。また、いったん産休・育休を取得し、数か月後に職場復帰することは、支持者たちの実際の生活に近い暮らしぶり実践をする議員ということの意味する。そうした理由から、産休・育休について支持者の理解が得られないというわけではない、というリクサンの話が印象的だった。産休・育休に対する社会全体のコンセンサスが、議員の産休・育休への理解を深めているのである。

##### 2.2.4.3.2 議員のケアワークに対する補助——地方議会の場合

地方議会についても、ワーク・ライフ・バランスを促進する取組が実施されており、特に

---

<sup>28</sup>« La crèche de l'Assemblée nationale devrait finalement ouvrir "fin 2021, début 2022" », <https://www.lejdd.fr/Politique/la-creche-de-lassemblee-nationale-devrait-finalement-ouvrir-fin-2021-debut-2022-3860522>（最終閲覧日：2019年3月17日）。

市町村議会では、議員に対して、議会に出るために使った介護・育児といったケアワークにかかった費用を払い戻す法律が規定されている<sup>29</sup>。この法律が適用される事例は二つある。

①市町村議会に所属する役職付きではない議員のうち、自身が所属する議会、委員会、あるいは自身の市町村を代表する機関に実際に赴き参加した者は、子どもの保育や依存状態にある人のケアにかかった費用について、証拠明細書類を提示のうえで、市町村議会に当該費用の払い戻しを求めることができる。ただし、かかった金額は、時間あたりの最低賃金を超えてはならない。

②市町村議会に所属する議員のうち、役職を持つ者で、議員職のために自身の職業活動を中断している者が、ケアワークを依頼した際には、議員が CESU (Chèque Emploi Service Universel 個人で個人を雇用する際に用いる支払方法) を使っている場合に、審議組織はこの費用の払い戻しを承認することができる。この場合、払い戻しの年間最大額は 1,830 ユーロである。

役職ありの議員となしの議員で、払い戻しの承認条件と金額が異なっているのは、市町村議会の役職なし議員は無償であるのに対して、役職付きの議員は市町村の規模に応じて、一定の手当が支払われているためである。また、この規則が適用されているのは市町村議会のみであり、県議会や地域圏議会には適用されていない。パリテの発展が最も早かった市町村議会ではいち早く、ケアワークと議員職を両立するための支援策が確立されている<sup>30</sup>。

#### 2.2.4.3.3 フランス議会の代理投票

フランスの国民議会及び元老院では、①挙手投票、②起立投票、③記名投票の3つの投票方法が用いられており(高澤 2019:6)、このうちの③記名投票について、代理投票の方法が定められている。1958年11月7日のオールドナンス n°58-1066<sup>31</sup>(2010年7月23日の組織法 n°2010-8373 条によって修正<sup>32</sup>)によれば、代理投票が認められるのは、以下の6つのケースである。

国民議会及び元老院の議員は、以下の場合にのみ、自身の投票権を委任することが認められる。

---

<sup>29</sup>Code général des collectivités territoriales, Article L2123-18-2, <https://www.collectivites-locales.gouv.fr/regime-des-remboursements-frais-des-elus-municipaux-0#Les%20frais%20de%20garde%20d'enfants%20ou%20de%20personnes%20d%C3%A9pendantes> (最終閲覧日:2019年3月17日)。

<sup>30</sup>県議会議員と地域圏議会議員に対しては、議員職に応じて手当が支払われているため、差し当たりこの払い戻しの制度はまだない。市町村議会議員は無償あるいは手当額が小さいため、この払い戻しが規定されている。

<sup>31</sup>Ordonnance n°58-1066 du 7 novembre 1958 portant loi organique autorisant exceptionnellement les parlementaires à déléguer leur droit de vote.

<sup>32</sup>Loi organique n°2010-837 du 23 juillet 2010 - art. 3

- ①病気、事故、家族の重大な事情 (événement familial grave) によって、議員が移動できない場合
- ②政府が命じた臨時任務の場合
- ③平常時あるいは戦時に実施される兵役の場合
- ④国民議会あるいは元老院が認める国際会議へ出席する場合
- ⑤臨時会のためにフランス本国を離れている場合
- ⑥国民議会及び元老院の理事局が認める非常事態の場合

上記の6つのケースに当てはまり、代理投票を行う際には、下院では以下の手続がとられる。

代議士は、欠席の同僚代議士のひとり——ひとりのみである——の投票委任を保持することができる。委任はコンピューター技術によって入力される。代表者である、出席している代議士の机上の投票機の投票が、欠席議員の投票についても同じ趣旨で、自動的に駆動し投票を記帳する<sup>33</sup>。

つまり、A 議員が B 議員に代理投票を委任した場合に、B 議員が議会の自分の議席の机上の投票コンピューターを操作し「賛成」と回答した場合に、A 議員の「賛成」票も入るという仕組みである。

#### 2.2.4.3.4 フランスの議会のジェンダー平等推進政策の特徴

フランスの場合、議会に特別なセクハラ防止策やワーク・ライフ・バランス推進策があるわけではない。むしろ、フランスで整備されていったセクハラを禁止する法律や、企業団体がイニシアチブをとって行ってきたワーク・ライフ・バランスを推進する取組を、議会の労働環境にも適用しようという考え方をとっている。国民議会に保育園をつくる案、あるいは市町村議会でも適用されているケアワークにかかった費用を払い戻す制度は、フランスの各企業が既にやってきたことである。職業領域での成功事例を、議会にも適用することによって、社会全体でジェンダー平等の推進とワーク・ライフ・バランスの実現を果たそうという姿勢を、近年のフランスはとっている。国民議会のエレベーターに掲示された、セクハラ防止の警告文が、既存の刑法を再度示すものだったというのは、その象徴的な事例であるといえよう。

フランスにおいて政治のパリテは、その他の領域のパリテやジェンダー平等と並行して進められてきた。現在のフランスでは、政治のパリテに加えて、職業領域のパリテ、公務員のパリテ、高等教育機関のパリテなど、社会経済領域のいたるところに対して、パリテかどうかを判断する視線が向けられるようになっている。

政治のパリテや働きやすい議会后押しする機運が高まった背景には、働く女性たちが、

<sup>33</sup>« Fiche de synthèse n°44 : Les votes à l'Assemblée nationale », <http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/les-votes-a-l-assemblee-nationale> (最終閲覧日：2019年3月17日)。

職場での給与・昇進の平等や、産休育休の保障といった働きやすい職場の実現を求めてきた運動の蓄積があった。日本における政治のパリテ及び働きやすい議会の実現もまた、職業をはじめとする様々な領域の男女平等の達成とともに進んでいくはずだろう。

また、パリテを「当たり前のこと」と当然視する雰囲気や、ワーク・ライフ・バランスを推進する社会の雰囲気を作っていくためには、男性の協力が必要不可欠である。パリテもワーク・ライフ・バランスも、女性だけが恩恵を受けるものでは決してなく、これらを推進することによって男性もまた、ポジティブな効果を得られるというメッセージを伝えることも重要であることを、フランスの経験は示している。

コラム 「ワーク・ライフ・バランスは男性と女性両方にかかわるテーマです」

首相付き女男平等局の、職業平等担当局長であるアナリック・モルヴァンさんによれば、近年、職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための保育支援策が拡充された背景には、ワーク・ライフ・バランスや保育の問題は男性にも関わるテーマである、というメッセージを伝えるキーワード「パランタリテ (parentalité : 親であること、親性)」が大きな役割を果たしたという。

「パランタリテ (parentalité)」とは、家族が幸福に暮らせるように (bien-être familiale)、女性と男性の両方が働きやすい環境を整備するというメッセージを内包した言葉である。この言葉は、労働条件の改善、男女平等な管理職への登用、そして子どものケアなどについての取組を求める際に用いられ、企業の夜間の会合の禁止、空いた昇進ポストへの女性の積極的登用、同業組合内部での保育園の創設などの成果を生んできた。

これまで「女性のテーマ」、あるいは「母親のテーマ」と思われてきたパリテ・保育・ワーク・ライフ・バランスについて、男性にとっても「自分ごと」と感じられるように「親であること」という語を介して呼びかけ、男女の協働を促すことによって、フランスはワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境や、保育制度の拡充を実現してきたのである。

## 2.2.5 日本への示唆

### 2.2.5.1 法制化されていることの意義

本稿では、フランスにおいてパリテが政党組織をどのように変えてきたのか、また政党主導でどういったパリテ推進施策がとられてきたのかを、共和国前進・社会党・共和党の三つの党に焦点をあてて論じた (Ⅲ.2.2.2)。また、近年フランスで、どのようにしてジェンダー・センシティブな政治が実現されるようになったのかを、ジェンダー主流化政策を強く推し進める首相付き女男平等局が果たす役割 (Ⅲ.2.2.3) と、議会自体がジェンダーセンシティブな場に変化していることを示す事例 (Ⅲ.2.2.4) に着目して検討した。

フランスにおいては、パリテが法制化され、政治的意思決定の地位につく女性がふえたことが、ジェンダー主流化政治の実現につながった。パリテ法をはじめとする法律と、そうした法律の大原則として規定されている憲法がなければ、フランスがここまでの変化に至ることは不可能だっただろう。



またフランスは、パリテ法を少しずつ強化・改正することによって、政治のパリテの実現に向けて歩みを進めてきた。法律を制定しただけでは不十分であり、選挙のたびに明らかになる「パリテの不具合」を是正する長期的な取組が必要であることを、過去 20 年間のフランスの経験は示している。

日本も「政治分野における男女共同参画推進法」という重要な理念法を有している。今後日本の政党が、この法律をどのように活用し、日本の政治の場がどのように変化していくのかに期待しながら、以下にフランスの事例から導かれる日本への示唆を三点示し、本稿を締めくくりたい。

#### 2.2.5.2 社会党・共和国前進が示唆する党トップのパリテの意志の重要性

第一に、日本が「政治分野における男女共同参画推進法」を活用するに当たり、各政党のトップの、パリテ実現にむけた強いイニシアチブが重要な意味を持つ。

フランスの場合、社会党は 1990 年代以降、トップがパリテ推進の意思を明示することによって、党内で独自にパリテを進めてきた。また、2012 年にフランソワ・オランドが大統領に就任した際には、フランス史上初めて、パリテ内閣が実現した。法律で義務化されていない内閣にまでパリテを押し広げたというのは、社会党のパリテ実現の意思を示す事例である。

マクロン大統領が新設した共和国前進は、党の原則の一つとしてパリテを掲げ、実際に 2017 年の国民議会議員選挙では、候補者をパリテにするのみならず、当選者もパリテに近づけた (48%)。これは、共和国前進が「勝てる見込みのある選挙区の半数を女性に割り当てる」ことを徹底させた結果である。

社会党・共和国前進の事例が示すように、政党のリーダーがパリテを実践するという強い意志がなければ、たとえ法律があったとしても、それが十分に活用されえない。パリテを実現しようという、トップの強い意志表示と取組を、日本の政党に対しても期待したい。

#### 2.2.5.3 議員、政府関係者、市民団体、研究者が協働する場の活用：日仏のジェンダー平等推進機構の類似から

第二に、議員、政府関係者、市民団体、研究者が協働する場をうまく作り出し活用することで、「政治分野における男女共同参画推進法」及びその活用方法をブラッシュアップしていくことができるだろう。フランスの場合は、政府諮問機関の女男平等高等評議会 (HCE) を、多様なジェンダー平等推進のアクターが集まり交流する「ハブ」として活用し、パリテ法の強化・改正を進めてきた。

すでに日本の男女共同参画推進機構は、フランスの女男平等政策推進機構と相違ない、すぐれた構造となっている。たとえば、本稿が焦点をあてた、フランスの政府諮問機関 HCE (女男平等高等評議会) は日本の「男女共同参画会議」と「男女共同参画推進連携会議」に、フランスの実務機関「女男平等局」は、日本の「男女共同参画局」にほぼ相当する (井上 2016: 34)。フランスと相違ないすぐれた構造を、現在の日本も有しているのである。

ただし日本のこうした機関は、フランスの同等の機関と比較して、ジェンダー平等の推進

に関するステークホルダーとなっている人物や、市民団体の声を十分に取り入れる仕組みになっておらず、構成メンバーには関係閣僚や議員の占める割合が高い。日本においても、フランスのように、市民団体のパワーや、研究者の目線をもっと活用することができるはずだ。

また、実際に法の改正を進めるに当たっては、ジェンダー平等の推進を担う諮問機関と、政府との密な連携が必要である。したがって「男女共同参画会議」や「男女共同参画推進連携会議」と政府の間の相互応答性を強化することも有効であると考えられる。フランスの場合は、政府が HCE に職務を要請することができる代わりに、政府も HCE の提言や見解といった監視の役割に対して応答責任を果たしている。こうした相互応答性が、HCE のパリテ部門の提言の 4 割以上の法制化に結びついている。

#### 2.2.5.4 国際機関との協働・国際的なプレッシャー

第三に、国際機関との協働の機会や、国際的なプレッシャーを、日本で行うジェンダー平等推進政策の「テコ」として活用することである。フランスにおいてパリテ実現にむけた取組が進んできた背景には、「ヨーロッパのなかのフランス」あるいは「国際社会のなかのフランス」という意識もあつたに違いない。パリテの理念をフランスで広めた社会党のフェミニスト議員たちは、フランスのストラスブールに位置するヨーロッパ議会を中心に、他国の状況を見聞し、他国の経験を共有するなかで、フランスにおける取組の必要性を意識するようになった。また、フランスの場合は、パリに本部事務局がある OECD といった国際機関からの、女性議員率の低さを是正するように求める勧告も、政府及び各党の取組を促す有効なプレッシャーとして機能したと考えられる。

今回の調査では、複数の国際機関から、日本政治のジェンダー平等を推し進めるための様々な提言を受け取ることができた。フランスを含めた他国の先例からレッスンを受け取りながら、日本は「政治分野における男女共同参画推進法」を最大限に活用するための方策を探っていくことができるだろう。

#### 参考文献

- Achin, C., Paoletti, M., 2002, Le « salto » du stigmate. Genre et construction des listes aux municipales de 2001, *Politix* (60), 33-54.
- Agacinski, S., 1998, *Politique des sexes, Seuil*. (=2008, 丸岡高弘訳『性の政治学』産業図書.)
- Bereni, L., 2015, *La bataille de la parité: Mobilisations pour la féminisation du pouvoir*, Études politiques.
- François, A., 2013, “Do French people like the ‘cumul des mandats’?”, *French Politics*, 11(2), 204–215.
- 井上たか子, 2016, 「フランスの女男平等政策推進機構」『フランス文化研究』 47: 23-44.
- 石田久仁子, 2014, 「フランス共和国とパリテ」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クォータ——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店, 93-116.

- 木村志穂, 2015, 「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報』(878), 1-14.
- 村上彩佳, 2017, 大阪大学人間科学研究科 2017 年度博士論文「フランスの性別クオータ制『パリテ』に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて」。
- Navarro, J. et Sandri, G., 2017, « Démocratiser la sélection des candidats dans les partis politiques : un effet de trompe-l'oeil ? », *Politique et Sociétés*, 36(2), 3-12.
- 大山礼子, 2013, 『フランスの政治制度 (改訂版)』東信堂.
- , 2016, 「フランスの県議会選挙制度改革」, 『駒澤大学法学部研究紀要』74: 77-106.
- Schiappa, M., 2018, *Le deuxième sexe de la démocratie*, l'aube.
- Sénac-Slawinski, R., 2008, “Justifying Parity in France after the Passage of the so-called Parity Laws and the Electoral Application of them: The “Ideological Tinkering” of Political Party Officials (UMP and PS) and Women’s NGOs”, *French Politics*, 6(3): 234-256.
- Southwell, P., 2014, “How to become a députée – Lean to the left: Party differences and gender parity in the 2012 National Assembly elections”, *French Politics*, 12(4), 348-356.
- Squarcioni, L., 2017, « Devenir candidat en France : règles et pratiques de sélection au PS et à l'UMP pour les élections législatives », *Politique et Sociétés*, 36(2), 13-38.
- 高澤美有紀, 2019, 「フランスの議会制度」『調査と情報』(1047).

付録：訪問機関一覧表

2018年12月4日（火曜日）	
14h00- 15h00	<p>Entretien avec <b>Mme. Marie-Pierre Rixain</b>, députée, présidente de la Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes de l'Assemblée nationale, <b>M. Clément Deloras-Palmer</b>, administrateur responsable du secrétariat de la Délégation</p> <p><i>場所 : Assemblée nationale, 126 Rue de l'Université, Paris 7<sup>ème</sup></i></p> <p>マリー＝ピエール・リクサン、共和国前進所属国民議会議員、女性の権利及び男女の機会の平等に関する国民議会調査団代表</p> <p>クレマン・デュロラ＝パルマー、女性の権利と男女の機会の平等に関する国民議会調査団付補佐官</p>
16h30- 17h30	<p>Entretien avec <b>Mme. Réjane Sénac</b>, directrice de recherche au CEVIPOV (CNRS) au Centre de recherches politiques de Sciences Po Paris</p> <p><i>場所 : CEVIPOV, 98 rue de l'Université, Paris 7<sup>ème</sup></i></p> <p>レジャーヌ・セナック教授、フランス国立科学研究センター（CNRS）研究ディレクター、パリ政治学院附属現代フランス政治研究所、女男平等高等評議会パリテ部門代表</p>
2018年12月5日（水曜日）	
15h00-	<p>Entretien avec <b>Mme. Françoise Descamps Crosnier</b>, Conseillère au Centre national de la fonction publique territoriale</p> <p><i>場所 : CNFPT, 80 rue de Reuilly, Paris 12<sup>ème</sup></i></p> <p>フランソワーズ・デカン＝クローニエ、全国地方公務員センター評議員</p>
2018年12月6日（木曜日）	
10h30-	<p>Entretien avec <b>Mme. Pinar GUVEN</b>, Policy Analyst, Public Governance Directorate</p> <p><i>場所 : OCDE Headquarters, 2, rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16 France</i></p> <p>ピーナ・ゲーヴェン、パブリックガバナンス部局長、政策分析担当</p>
16h00-	<p>Entretien avec <b>Mme. Pauline Carmona</b>, directrice adjointe d'Asie et d'Océanie du Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères, Présidente de l'association « Femmes et Diplomatie »</p> <p><i>場所 : MEAE, bureau 512, entrée située au 130 rue de l'Université, Paris 7<sup>ème</sup></i></p> <p>ポーリーヌ・カールモナ、欧州・外務省、アジア・オセアニア局副局長、アソシアシオン「女性と外交」代表</p>
2018年12月7日（金曜日）	
17h00-	<p>Entretien avec <b>Mme. Florence Mangin</b>, directrice d'Europe continentale et haute-fonctionnaire à l'égalité femmes-hommes au Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères ; avec <b>Mme. Lise Talbot Barré</b>, chargée de mission auprès du directeur d'Asie et d'Océanie ; avec <b>M. Jérôme Kelle</b>, chargé de mission auprès de la directrice de l'Europe continentale.</p>

	<p>場所: MEAE, bureau 114, entrée située au 130 rue de l'Université, Paris 7<sup>ème</sup></p> <p>フローランス・マンジャン、欧州・外務省ヨーロッパ課長、男女平等担当シニアオフィサー</p> <p>リーズ・タルボ＝バレー、欧州・外務省協力・開発・人権担当理事付特別アドバイザー</p> <p>ジェローム・ケール、欧州・外務省ヨーロッパ課長付アシスタント</p>
<b>2018年12月10日(月曜日)</b>	
10h00-	<p>Entretien avec <b>Mme. Carole Spada</b>, cheffe du bureau de l'animation et de la veille et <b>Mme. Annaïck Morvan</b>, cheffe du bureau de l'égalité professionnelle du Secrétariat d'Etat chargé de l'Egalité entre les femmes et les hommes</p> <p>場所: 10-18 place des cinq martyrs du lycée Buffon, Paris 14<sup>ème</sup></p> <p>カロール・スパダ首相付女男平等局、監視・推進局局长</p> <p>アナイク・モルヴァン、首相付き女男平等局、職業平等局局长</p>
<b>2018年12月11日(火曜日)</b>	
15h00-	<p>Entretien avec <b>Mme. Michèle Berthy</b>, Maire de Montmorency et vice-présidente du Conseil départemental du Val d'Oise, déléguée à l'Enfance, la Famille et à l'Egalité femmes-hommes.</p> <p>場所: Conseil départemental du Val d'Oise, 2 avenue du Parc, 95000 Cergy</p> <p>ミシェール・ベルティ、モンモランシー市長、ヴァルドワーズ県議会副議長(児童、家族、男女平等担当)、女男平等高等評議会パリティ部門メンバー</p>
<b>2018年12月13日(木曜日)</b>	
16h00-	<p>Entretien avec <b>Mme. Cléa Le Cardeur</b>, commissaire aux affaires internationales et européennes, Haut Conseil à l'Egalité entre les femmes et les hommes et <b>Mme. Geneviève Couraud</b>, Présidente de l'association « L'Assemblée des Femmes », Ancienne Présidente de l'Observatoire des droits des femmes des Bouches-du-Rhône</p> <p>場所: HCE, 55 rue Saint-Dominique, Paris 7<sup>ème</sup></p> <p>クレア・ル＝カルドゥール、女男平等高等評議会欧州・国際関係担当委員</p> <p>ジュヌヴィエーヴ・クーロー、女男平等高等評議会健康部門メンバー、アソシエーション「女性議会」代表</p>

